

| 請 願 文 書 表 | |
|---------------|---|
| 受理年月日 及び番号 | 令和3年2月5日 第35号 |
| 件 名 | 区の主なまちづくり関連の条例等において「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努めること」と明記することを求める請願 |
| 請 願 者 | 文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里 |
| 紹 介 議 員 | 海 津 敦 子 国府田 久美子 |
| 請願の要旨 | 次 頁 の と お り |
| 付託委員会 | 建設委員会 |

請願理由

日本では国民においても一般企業においても、コンプライアンス（法令順守）意識が総じて高いことに照らせば、条例等の中に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努めること」と明文化してあれば、改めて窓口で説明するまでもなく、その重要性と必要性を自ずと認識し、区役所の窓口において手引書などを交えて口頭で説明するより、よほど効果があると考え、ことに相当の合理的根拠があると考えられます。

都市計画法第18条の2の規定に基づき、文京区でも「文京区都市マスタープラン」（正式名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、以下、「都市マス」といいます。）を策定しているところですが、区内で開発を手掛ける企業の中には「都市マス」を熟読しないで建物を設計した事業者もいましたが、この業者においても「条例等は読んでいます」と強調したことからも条例等における明文化の必要性があるといえます。

文京区のまちづくり関連の条例等に「都市マス」の「趣旨に整合するよう努めること」と明記してあれば、住環境課の窓口で担当者が「都市マス」の趣旨を踏まえるように改めて話をする必要も減り、「都市マス」を所管する都市計画課の担当者を紹介し、都市計画課の職員から「都市マス」の内容について詳しく説明をする手間も省けます。何より新型コロナ危機を契機とした新しい行政対応のあり方としても対面での接触機会も減らせます。そこで条例に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努めること」との一文を加えていただきたく、貴議会に下記を区長に働きかけていただくようお願いいたします。

請願事項

- 1 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第4条の「当事者の責務」の中に、「建築主等は、文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。
- 2 ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第5条の「建築主等の責務」の中に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。